

2 住宅・土地、公共工事関係

(4) 宅地供給等土地利用

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
開発許可基準	開発許可制度について、一定の宅地水準の確保のため、技術的基準については法令で定めつつ、地域特性に応じて地方公共団体が条例で基準を強化又は緩和できることとするよう制度を改正する。			12年度 (公布後1年以内施行予定)	(国土交通省) 「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」(平成12年法律第73号)により、開発許可の技術的基準を、地域特性に応じて地方公共団体が条例で強化又は緩和できることとした。(平成13年5月18日施行)	
市街化調整区域における開発許可	市街化調整区域について、全国一律の基準により開発を抑制するのではなく、区域内の状況に応じた開発許可基準となるよう、弾力化を図る。			12年度 (公布後1年以内施行予定)	(国土交通省) 「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」(平成12年法律第73号)により、市街化調整区域における開発許可に関して、地域の実情に応じて地方公共団体が条例で区域、用途を定め許可できることとした。(平成13年5月18日施行)	

(6) その他

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
不動産特定共同事業に係る規制	情報開示等投資家保護のための所要の措置を講じた上で、不動産特定共同事業の最低出資制限を撤廃する。			12年度 (措置)	(金融庁・国土交通省) 契約成立前における説明義務項目等を拡充した上で、最低出資額制限を撤廃した。 不動産特定共同事業法施行規則(平成7年3月13日大蔵省・建設省令第2号)及び事務ガイドライン(平成12年3月31日金監第940号建設省経動発第32号)を平成13年7月4日に改正し、同日施行した。	